

返戻金について

当社の紹介によって採用された応募者が、入社後 6 ヶ月以内に明らかに応募者の責により解雇された場合、または自己都合により退職した場合、当社は受領した紹介手数料のうち、下記の金額を貴社に返還いたします。

ただし、返還のご請求期間は、対象となる方が退職された日の翌月末日までとさせていただきます。翌々月 1 日以降のご請求につきましては、理由の如何を問わず返還できかねます。あらかじめご了承ください。

尚、返戻金については有料職業紹介契約書により別途定める場合があります。

1 ヶ月以内で退職した場合	紹介手数料の 80%
1 ヶ月越え 3 ヶ月以内で退職した場合	紹介手数料の 50%
3 ヶ月越え 6 ヶ月以内で退職した場合	紹介手数料の 10%